

北海道告示第10898号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年6月13日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その6)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付 すべき関係書類	実績報告書に添付 すべき関係書類	交付申請書の提出 部数、提出期限及び 提出先	補助金等の交付に 関する権限の委任	摘要
<p>航空機関連産業外部 研修事業補助金</p> <p>北海道内の企業が 航空機関連産業に事業 転換等するために必要 な人材育成に要する経 費の一部を予算の範囲 内で補助する。</p>	<p>道内に主たる事務所 又は事業所を有し、以 下に該当する事業者で あること。</p> <p>支援対象とする業種等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり産業</li> <li>・航空機関連産業</li> </ul>	<p>補助事業者が航空機関連 産業特有の品質管理や製造 加工のノウハウ・技術力等 修得等のために実施する外 部研修に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興 局スタートアッ プ推進室</p>		